

浦幌都市計画（浦幌町） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、浦幌都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

浦幌都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	浦 幌 町	行政区域の一部	約 708 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、十勝連携地域の東端に位置しており、中央を縦断する浦幌川流域の緩やかな丘陵地に囲まれた低地に市街地が形成されてきた。

産業については、豊かな自然を背景として農業・畜産業・林業・漁業を中心に発展してきた。

人口は年々減少傾向にあり、地場資源の活用や産業の活性化による流出人口の抑制、これからも住み続けたいと感じる環境づくりが求められている。

また、少子高齢化の進行に伴い、高齢者だけではなく障害を持つ人や妊婦、幼児及び児童も含めて、あらゆる人たちが安全で楽しく暮らせるように、各施設のバリアフリー化等の対応が求められている。

商業に関しては、近年の中心市街地の空洞化や大都市への購買力の流出等が見られ、中心街の魅力づくりの対応が求められている。

本区域では、町の特性や課題を考慮し、これからのまちづくりの方向性を表した「浦幌まちづくり 5 カ条」を踏まえ、将来の都市像を「～自然・街・人～ うらほろの資源を生かし、その豊かさを実感するまち」としている。

（浦幌まちづくり 5 カ条）

- ・帯広～釧路間の動線軸を生かす
- ・時代を先取りして自然に戻る
- ・市街地区と周辺集落との結びつきを強く
- ・高齢社会を見据えた快適都市に
- ・これからの担ううらほろ人をはぐくむ

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加及び発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は、未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、J R 浦幌駅と 3・3・2 号基線通（国道 38 号）に囲まれた平坦な土地に、3・4・3 号本通（主要道道本別浦幌線）及び 3・4・4 号駅前通（一般道道十弗浦幌線、一般道道浦幌停車場線）を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口の減少や少子高齢化の進行、購買力流出に伴う市街地の空き店舗の増加による商業業務機能の衰退及び賑わいの喪失等が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、商業業務地の周囲に配置し、現在の土地利用を基本としながら、生活利便性の向上と住環境の保全を図る。
- ・専用住宅地は、市街地の北側、東側及び南側の J R 根室本線沿線に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、3・4・4 号駅前通（一般道道十弗浦幌線、一般道道浦幌停車場線）と 3・4・3 号本通（主要道道本別浦幌線）の交差点を中心とする沿道に配置し、活性化によりにぎわいのある商業地の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、市街地北東側の 3・3・2 号基線通（国道 38 号）沿道に配置し、周辺の住環境の保全に配慮するとともに沿道における利便性の向上を図る。

③ 工業・流通業務地

一般工業地は、市街地北側の帯富地区及び市街地南側の万年地区の 3・3・2 号基線通（国道 38 号）沿道に配置し、未利用地の有効活用及び交通利便性を活かした土地利用の集積を図る。

④ その他

J R根室本線西側には、農業関連施設を配置し、道路等公共施設の整備と合わせ、本区域における一次産業と加工流通産業との連携・振興を可能とする土地利用を図る。

⑤ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

商業業務地南側の準工業地域については、自動車整備工場等の土地利用が図られていたことから工業地を配置してきたが、これらの工業系土地利用については縮小し、周辺の住宅地と一体的な土地利用が図られつつあることから、今後の土地利用の動向等を踏まえ、住宅地への土地利用の転換を図る。

(2) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている帯富地区及び東山地区については、災害防止の観点から、特に市街地化を抑制する。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 市街地の背景となる丘陵地の樹林は、極力その環境を守るゾーンとして次世代に受け継ぐべき大切な自然として位置づける。
- ・ 民有地の樹林については、所有者の協力のもと適切な維持管理を目指す。
- ・ 基本的には、将来に渡って残すべき樹林や河川等については、保全地区等の指定を行い、適切な管理のもと自然環境の保全に努める。
- ・ 現在指定されているうらほろ森林公園の鳥獣保護区は、鳥獣の生息や繁殖の地域として安定した生態系を保護し、その環境を将来に渡って守る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街地周辺の農地は、基幹産業である農業及び畜産業の振興を図るため、都市的土地利用を抑制することとし、必要に応じて特定用途制限地域を定めること等により、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、十勝連携地域の東部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内

交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動された総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考え方のもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、帯広と釧路間の交通の主動線上に位置していることから、単なる通過だけではなく、まちに立ち寄りやすいよう、来訪者にもわかりやすい道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.91 km/km ²	2.91 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・3・3・2号基線通（国道38号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・3号本通（主要道道本別浦幌線）、3・4・4号駅前通（一般道道十弗浦幌線及び浦幌停車場線）、3・4・7号稲穂通（一般道道十弗浦幌線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・4・4号駅前通（一般道道十弗浦幌線及び浦幌停車場線）にJR根室本線浦幌駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年における気候の変動は、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道整備計画との整合を図り、総合的な治水対策に努める。

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除

を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年(2015 年)で 64.2%であり、今後も市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置方針

a 下水道

浦幌町公共下水道については、下水管渠を確保し、万年地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

浦幌川、オベトン川及び旧オベトン川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を図る。

(3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、市街地を取り囲むように東部に良好な丘陵樹林地が展開し、西部には南北に太平洋へ流下する浦幌川、市街地を分断する形で浦幌川に合流するオベトン川及び旧オベトン川の河川空間を骨格とする緑地の形態を成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、健康公園、中央広場及びうらほろ森林公園を配置する。

また、浦幌川、オベトン川及び旧オベトン川の河川空間や幹線道路の道路空間

等の緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園、健康公園及び中央広場を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、うらほろ森林公園を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地あるいは防災拠点として、健康公園及びうらほろ森林公園を配置する。

d 景観構成系統

都市の中心となりシンボルとなる緑地として、中央広場を配置する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。